

別紙 1

第 1 奨励品種決定調査の方法

1 調査対象品種

(1) 奨励品種決定調査（以下「調査」という。）の対象となる品種は、次のすべての要件を満たすものの中から決定するものとする。

ア 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。

イ 調査に必要な種子が十分供給されること。

ウ 県が定めた病虫害抵抗性その他主要な特性について、検定により明らかにされていること。

エ 県の対照品種との比較栽培試験等により、対照品種より改善された点が認められること。

(2) (1)の品種の育成者は、調査を受けようとする品種について、(1)のアからエまでの事項に関する資料を添えて知事に次に掲げる期限までに申請を行うものとする。

ただし、あらかじめ知事と協議して別の期限を設けた場合には、この限りではない。

ア 春夏作 2月末日

イ 秋冬作 8月末日

2 調査の期間

(1) 調査の期間は、原則として3年とする。ただし、3年未満の調査であっても他の都道府県その他の機関の調査結果から調査対象品種の特性が明らかな場合には、この期間を短縮することができる。

(2) 基本調査は、調査対象品種の特性を明らかにするため、第1年目に予備調査、第2年目以降に本調査を行う。ただし、当該品種の特性が明らかな場合には、予備調査を省略することができる。

(3) 現地調査は、基本調査の予備調査が終了してから行う。

3 調査に用いる品種

調査には、次の品種を含めなければならない。

(1) 標準品種

原則として複数の都道府県にわたる地帯に奨励品種として共通して普及しており、調査対象品種の比較対象の基準となる品種

(2) 比較品種

特定の形質を比較するための品種

4 奨励品種決定調査の耕種概要の基準

調査の種類		農作物の種類	区制		耕種法の種類
			1区面積	区数	
基本調査	予備調査	稲 麦類 大豆	6 m ² 以上 10 m ² 以上 12 m ² 以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について県内で最も普及している耕種様式により調査を行う。
	本調査	稲 麦類 大豆	6 m ² 以上 10 m ² 以上 12 m ² 以上	3区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について県内で普及している耕種様式を原則として複数用いて調査を行う。
現地調査		稲 麦類 大豆	20 m ² 以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について調査対象品種の普及対象地域に最も普及している耕種様式により調査を行う。

5 調査項目

調査項目は、次の基準とする。

奨励品種決定調査の調査項目の基準

調査の種類		調査の項目
基本調査	予備調査	1 稲 播種期、移植期（直播の場合は入水期）、出穂期、成熟期、発芽の良否（直播又は陸稲の場合に限る。）、稈長、穂長、穂数、全重、玄米収量、標準品種との玄米収量の比較比率、玄米千粒重、玄米品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性（県において重要なものに限る。）、有望度及び有利又は不利とした形質 2 麦類 播種期、出穂期、成熟期、発芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、千粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性（県において重要なものに限る。）、有望度及び有利又は不利とした形質 3 大豆 播種期、開花期、成熟期、発芽の良否、茎長、分枝数、子実収量、百粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性（県において重要なものに限る。）、有望度及び有利又は不利とした形質
	本調査	1 稲 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし、環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 ・心白又は腹白の多少、とう精歩合及び食味 2 麦類 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし、環境変化の影響を受け難い項目は、省略することができる。 ・容積重及び子実加工品の品質 3 大豆 予備調査の項目に同じ。ただし、環境変化の影響を受け難い項目は、省略することができる。
現地調査		1 稲 基本調査の予備調査の項目から全重を除いたものに次の項目を追加する。 ・最高分けつ期の草丈及び茎数 2 麦類 基本調査の予備調査の項目に同じ。 3 大豆 基本調査の予備調査の項目から分枝数を除いたもの。

第2 広島県奨励品種審査会構成表

関係部局	農林水産局 主務課 農業改良普及担当課 農林水産事務所（農林事業所） 農業技術指導所 県立総合技術研究所農業技術センター
農業団体	一般社団法人広島県農業会議 広島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会広島県本部 広島県穀物改良協会
県内実需者	全国農業協同組合連合会広島県本部 広島県酒造組合 広島県味噌協同組合 広島県醤油協同組合連合会 広島県豆腐類商工組合 製粉業者
学識経験者	審査内容に応じてその都度農林水産局長が決定する者

別紙2

第1 ほ場審査の基準及び方法

1 審査の単位

ほ場審査は、農道、畦畔、垣根又は周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

2 審査の時期及び回数

ほ場審査は、次の各時期に行うものとする。また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。特に、種子伝染性の病害又は虫害の発生するおそれのある場合には、もっとも確認し易い時期にも行わなければならない。更に、審査は好天日を選び、早朝及び日没を避けなければならない。

審査時期	第1期	第2期
主要農作物の種類		
稲及び麦類	出穂期	乳熟期～糊熟期
大豆	開花期	成熟期

3 基準

審査項目 主要農作物の種類	変種、異品種及び異種類の農作物の混入程度	雑草の発生程度	種子伝染性の病虫害の発生程度	種子伝染性の病虫害以外の病虫害、気象被害及び鳥獣害の発生程度	農作物の生育状況
稲	含まないこと	クサネムを含まないこと その他の雑草（ヒエ、ホタルイ等）については生育及び収量に影響しないこと	含まないこと	ほとんどないこと	特に異常でないこと
麦類	含まないこと	カラスノエンドウ、ヤエムグラを含まないこと その他の雑草については生育及び収量に影響しないこと	含まないこと	ほとんどないこと	特に異常でないこと
大豆	含まないこと	すべての雑草について生育及び収量に影響しないこと	含まないこと	ほとんどないこと	特に異常でないこと

(注1) 変種は、審査対象品種のうち変異を生じている個体とする。

ただし、当該変異が、当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

(注2) 種子伝染性の病虫害は次に掲げるものとする。

稲については、ばか苗病及び心枯線虫病

麦類については、黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病

大豆については、ウイルス病、黒とう病及び紫斑病

(注3) 種子伝染性の病虫害以外の病虫害、気象被害及び鳥獣害の最高限度は、被害株の割合が20%を上回らないものとする。

(注4) 稲の雑草の発生程度の「その他の雑草(ヒエ、ホタルイ等)については生育及び収量に影響しないこと」とは、収穫時に雑草の丈が稲よりも高くないこと、かつ、農作物の生育に影響を及ぼさない程度であることをいう。

4 方法

(1) 全株審査

変種、異品種及び異種類の農作物の審査については、全株審査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出審査に代えることができるものとする。

(2) 達観審査

変種、異品種及び異種類の農作物の審査以外の項目の審査については、ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し農作物の外観を審査し、混入、発生又は生育の程度を判定する。ただし、混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは、精密な審査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば、種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

第2 生産物審査の基準及び方法

1 審査の単位

生産物審査は、1包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出審査又はばら審査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。また、種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作成された荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして審査しなければならない。

2 審査の時期

生産物審査は、密封する直前に行う。ただし、審査上必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に審査を行うことができる。

3 基準

審査項目 主要農作物の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率	異品種粒の混入程度	異種穀粒の混入程度	雑草種子の混入程度	病虫害粒の混入程度
稲	90%	含まないこと	含まないこと	ヒエ、ホタルイ、クサネム 0.0% その他の雑草種子 0.2%	種子伝染性病虫害 含まないこと その他の病虫害 0.5%
麦類	80%	含まないこと	含まないこと	カラスノエンドウ、ヤエムグラ、イタリアン、エン麦 0.0% その他の雑草種子 0.2%	種子伝染性病虫害 含まないこと その他の病虫害 0.5%
大豆	80%	含まないこと	含まないこと	全ての雑草種子 0.0%	種子伝染性病虫害 含まないこと その他の病虫害 10.0%

(注1) 百分率は、発芽率を除き、全重量に対する重量比をいう。

(注2) 発芽率は、審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。

ただし、純種子粒は、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの並びに稲及び麦類の場合粒の原型の1/2以下のもの並びに大豆の場合粒の原型の1/2以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

また、正常発芽粒は、稲及び麦類の場合十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から1/2以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）、2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

(注3) 異品種粒は、調査対象品種の純種子粒を除いた当該主要農作物の種類（稲の場合、もち・うるちの別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。（注4）において同じ）の純種子粒をいう。

(注4) 異種穀粒は、当該主要農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

(注5) 雑草種子においては、強害雑草で防除が困難なものは、その都度その混入を禁止できる。

(注6) 種子伝染性病害虫とは、第1の3の（注2）に記載の病虫害とする。

4 方法

(1) 審査試料の抽出方法

荷口の作製方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

ア 毎個審査

1包装ごとに抜き取り審査する。

イ 抽出審査

審査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により審査する。

a 移動法

- (a) 連続して作製される審査対象個袋を原則として100個以上について毎個審査を行い、不良個袋（審査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定し、不良個袋率が5.05%以下の場合に限り抽出審査を行う。
- (b) 抽出審査に移行する場合には、まず合格個袋（審査の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が連続して次の数に至るまで毎個審査を行う。もし当該数に至るまでに不良個袋が見い出されれば、新たに次の個袋から数えはじめ、毎個審査を続ける。
- | | |
|-------------------|-----|
| 不良個袋を合格個袋と取り換える場合 | 43個 |
| 不良個袋を取り除く場合 | 44個 |
- (c) 合格個袋が(b)の数に至った場合には、次の個袋から10個毎に区切り、この各抽出区切りから無作為に1個を抽出して審査し、当該個袋が合格する限りこの抽出審査を続ける。
- (d) 抽出審査で不良個袋が見い出されれば、次の区切りから毎個審査に戻るものとする。

b 静置法

- (a) 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、審査する。

荷口中の個袋数	抽出個袋数	不良個袋数
50個以下	17個	0
51～100	33	1
101～200	60	3
201～300	83	5
301～400	100	6
401～500	110	7
501～600	125	8
601～800	140	9
801～1,000	150	10

- (b) 審査の結果、不良個袋数が(a)の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口を合格とする。
- また、超えるときは、毎個審査に切り換えるものとする。
- (c) 不良個袋は、取り除くものとする。

ウ ばら審査

- a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の1/1000以上を採取する。
- b a以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5カ所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。
- c a又はbの方法により採取した試料は、均一であることを確認したのち、試

料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作成する。

(2) 発芽率の測定方法

ア 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒4反復分計400粒を用意する。

イ 測定条件

主要農作物の種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法 その他の留意事項
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上、 間又は砂 の中	25℃	5	14	予熱(50℃、7日以内)、 水又は1規定硝酸に浸漬(24時間)
麦類	大麦	ろ紙の間 又は砂の中	4	7	予熱(30~35℃、7日以内)、 予冷(5~10℃、7日以内)又は0.05%ジベレリン(GA3)溶液に浸漬
	裸麦	ろ紙の間 又は砂の中	4	7	予熱(30~35℃、7日以内)、 予冷(5~10℃、7日以内)又は0.05%ジベレリン(GA3)溶液に浸漬
	小麦	ろ紙の上、 間又は砂 の中	20℃	4	8
大豆	ろ紙の間 又は砂の中	25℃	5	8	—

(注1) 温度は、上下1℃の範囲に留めなければならない。

(注2) 発芽は、照光条件で行う。

(注3) 測定日は、休眠打破を行った期間は、含まない。第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

ウ 測定結果とその取り扱い

- a 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数（端数は四捨五入）として計算する。
- b 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間誤差の範囲内であれば、そのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区平均の差が次の表の3測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用いるものとするが、差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の最高限度	
	4測定区間	3測定区間
99	5	—
98	6	5
97	7	6
96	8	7
95	9	8
94～93	10	9
92～91	11	10
90～89	12	11
88～87	13	12
86～84	14	13
83～81	15	14
80～78	16	15
77	17	15
76～73	17	16
72～71	18	16
70～67	18	17
66～64	19	17
63～56	19	18

(3) 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

ア 測定試料の採取及び分離

測定試料は、1測定単位につき稲50g、麦類100g及び大豆500gを採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物に分離する。

イ 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第1位までのグラム単位で秤量する。

第3 審査機関

関係部局	農林水産局 主務課 農林水産事務所（農林事業所） 農業技術指導所
農業団体	全国農業協同組合連合会広島県本部 関係農業協同組合 広島県穀物改良協会

(別記様式第1号)

指定種子生産団体承認申請書

年 月 日

広島県知事様

団 体 名 住所

氏名（法人の場合は代表者の氏名）

広島県主要農作物等種子条例第6条の規定による指定種子生産団体の指定を受けたいので、広島県主要農作物種子取扱要領第4の2の規定により関係書類を添えて申請します。

添付書類（※以下のうち申請に必要な書類のみ記載する）

- 1 広島県主要農作物等種子条例第6条第1項各号に掲げる業務の実施方法を記載した書類
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 定款又は規約
- 5 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(別記様式第2号)

指定種子生産団体申請事項変更届出書

年 月 日

広島県知事様

指定種子生産団体 住所
氏名 (法人の場合は代表者の氏名)

次のとおり指定に係る事項を変更したので、広島県主要農作物種子取扱要領第4の3の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

変更内容	変更に係る事項	
	変更前	
	変更後	
変更理由		

(別記様式第3号)

原原種ほ	ほ場番号	播種期	移植期	種子生産者(又は種子生産委託者)	住所	氏名又は名称
原種ほ	第 号					
一般種子生産ほ場						
	アール					

注1 標札は、堅牢なものとするとともに、耐水性のインクを用いて記載すること。

注2 種子生産者とは、ほ場を経営する者をいう。種子生産委託者とは、種子生産者に種子の生産を委託した者をいい、原則として原原種ほ又は原種ほに限る。

(別記様式第4号)

一般種子生産ほ場 (変更) 届出書

年 月 日

広島県知事様

指定種子生産団体 住所

氏名 (法人の場合は代表者の氏名)

広島県主要農作物種子取扱要領第7の1 (第7の2) の規定により、以下のとおり一般種子生産ほ場を設置 (変更) します。

番号	所在地	作付面積 (㎡)	生産する 種子の作物名	品種名	備考

注 内容を変更する場合、備考欄に変更理由を記載する。

(別記様式第5号)

審査請求書

年 月 日

広島県知事様

指定種子生産団体 住所

氏名 (法人の場合は代表者の氏名)

令和 年 月 日付け一般種子生産ほ場(変更)届出書で届け出た一般種子生産ほ場について、広島県主要農作物種子取扱要領第9の規定による審査を受けたいので、同要領第9の1の規定により請求します。

- 1 主要農作物の採種に関する経験
- 2 主要農作物の採種のために利用する施設及び機械

注1 1の主要農作物の採種に関する経験については、自家採種以外の採種についての経験の有無並びに経験がある場合にあっては、採種に係る主要農作物の種類、採種の回数及び場所を記載すること。

注2 この請求書は、主要農作物の種類ごとに提出すること。

(別記様式第8号)

ほ場審査証明書

年 月 日

指定種子生産団体（法人の場合は代表者の氏名）様

広島県知事 印

次の種子生産ほ場において生産される種子は、広島県主要農作物種子取扱要領第9の規定に基づくほ場審査基準に適合すると認められるので、この旨証明します。

種類	品種	ほ場所在地	見込収穫 面積 (a)	見込生産 数量 (kg)	備考

注 この証明書は、ほ場審査が終了した後、指定種子生産団体ごとに作成して交付する。

(別記様式第9号)

表面

第 号

生 産 物 審 査 証 明 書

区分	
----	--

年 月 日

広島県知事

裏面

指定種子生産団体 住所

氏名 (法人の場合は代表者の氏名)

種類		品種	
----	--	----	--

注1 表面の番号欄の記載については、知事が交付するこの証明書の枚数に応じて一連番号を記載すること。

注2 表面の区分欄の記載については、一般種子、原種又は原原種の別を記載すること。

(別記様式第 10 号)

第 号

生 産 物 審 査 証 明 書

区分	
----	--

指定種子生産団体 住所
氏名 (法人の場合は代表者の氏名)

種 類		品 種	
-----	--	-----	--

年 月 日

広島県知事

注 記載上の注意は、別記様式第 9 号の注 1、2 に準ずる。

(別記様式第 11 号)

生産物審査証明一覧表

年 月 日

指定種子生産団体（法人の場合は代表者の氏名）様

広島県知事 印

次の生産物は、広島県主要農作物種子取扱要領第 9 の規定に基づく生産物審査基準に適合すると認められるので、この旨証明します。

生産者氏名	品 種	数 量	生産物審査 証明書番号	交付月日	特記事項
		kg 袋 個	号～ 号		

注 1 数量は、包装の量目単位ごとに区分して記入する。

注 2 特記事項には、農産物検査上参考となる事項を記入する。